

第 1 条 目的

1 現行の基準

市町村の消防に必要な最少限度の水利を定めることを目的としている。

2 現状と課題

- 本来、市町村の自主性を尊重しつつ、国が専門的な立場から水利に関する基準を定め、この基準に従い水利を確保すべき旨を市町村に求めるべきものではないか。
- 「市町村の消防に必要な最少限度の水利」と規定されているにもかかわらず、消防水利の充足率は、73.0%（平成 24 年度消防施設整備計画実態調査）と低い。

3 対応策・考え方

「最少限度」という表現を改め、「市町村の消防に必要な水利の基準を定めるもの」とする。

4 条文のイメージ

現 行	改正案
第 1 条 この基準は、市町村の消防に必要な <u>最少限度の水利</u> について定めるものである。	第 1 条 この基準は、市町村の消防に必要な _____水利について定めるものである。